

令和5年（行ウ）第274号 損害賠償請求等義務付け請求住民訴訟事件

原告 水原清晃

被告 東京都知事

原告第1準備書面

令和6年2月9日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告訴訟代理人弁護士

渥

美

陽



同

松

永

成



上記当事者間の頭書事件について、原告は、以下のとおり、被告の令和5年12月11日付け答弁書に対する反論等をする。なお、略称等は、特に断らない限り、従前の例による。

第1 訴えの変更後の請求の趣旨

別途提出する訴えの変更申立書による訴えの変更後の被告（東京都知事）に対する請求の趣旨は、以下のとおりである。

1(1) (主位的請求)

被告は、一般社団法人Colaboに対し、868万2000円及びこれに対する令和4年5月9日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を東京都に支払うよう請求せよ

1(2) (予備的請求)

被告は、一般社団法人Colaboに対し、868万2000円及びこれに対するその請求の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を

東京都に支払うよう請求せよ

- 2 被告は、小池百合子、野間達也、武市玲子、横山英樹、竹内純子、瀧川珠未及び堀口奈穂に対し、868万2000円及びこれに対する令和4年5月9日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を連帶して東京都に支払うよう請求せよ
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

第2 被告の本案前の答弁に対する反論

1 訴えの変更と出訴期間に関する被告の主張（答弁書第2の2）について

(1) 被告の主張

被告は、原告の請求のうち令和5年7月12日付け訴状訂正申立書により追加された部分は、同日に提起された新たな訴えに係るものと見るべきであり、法242条の2第2項1号所定の出訴期間を徒過している旨主張する（答弁書3頁から4頁）。

(2) 原告の反論

ア 出訴期間の制限のある訴えにつき出訴期間経過後に訴えの変更がされた場合であっても、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときは、変更後の新請求に係る訴えについても出訴期間を遵守したものといえる（最判昭和61年2月24日民集40巻1号69頁参照）。

イ 本件では、原告は、訴状（令和5年6月21日付け）及び訴状訂正申立書（同年7月12日付け）のいずれにおいても、Colaboに対する本件交付金の交付という財務会計行為の違法及びこれに基づく損害賠償請求権等の不行使という怠る事実の違法を主張している（訴状5頁から7頁、訴状訂

正申立書 15 頁から 39 頁)。

また、原告は、訴状では、①Colabo並びに小池及び堀口に対する損害賠償請求の被告に対する義務付けを求めるとともに、②Colaboに対する不当利得返還請求の東京都生活文化スポーツ局長に対する義務付けを求めていたところ(訴状 1 頁、7 頁)、訴状訂正申立書では、①'Colabo並びに小池及び堀口を含む職員らに対する損害賠償請求の被告に対する義務付けを求めるとともに、②'Colaboに対する不当利得返還請求の被告及び東京都生活文化スポーツ局長に対する義務付けを求めている(訴状訂正申立書 5 頁、39 頁から 40 頁)。

なお、原告は、その後、訴えの変更申立書による訴えの変更により、Colabo並びに小池及び堀口を含む職員らに対する損害賠償請求並びにColaboに対する不当利得返還請求の被告に対する義務付けを求め、東京都生活文化スポーツ局長に対する訴えを取り下げている。

ウ 以上のような各請求の関係に照らすと、訴状訂正申立書及び訴えの変更申立書における各訴えの変更の前後を通じ、請求の前提、基礎となる事実関係及び問題とする財務会計行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」ということがある。)のいずれにおいても変更はないのであるから、本件では、損害賠償請求の義務付けを求める額が増加しているとしても(高松地判平成 12 年 8 月 7 日判タ 1177 号 170 頁、高松高判平成 15 年 2 月 27 日判タ 1177 号 160 頁参照)、訴えの変更申立書による訴えの変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情がある(大阪地判平成 19 年 9 月 6 日判タ 1257 号 104 頁、大阪高判平成 21 年 2 月 18 日 Westlaw Japan 2009WLJPCA02189012 参照)。

エ よって、訴えの変更申立書による変更後の訴えにつき、出訴期間の遵守に欠けるところはない。

2 本件住民監査請求が不適法である旨の被告の主張（答弁書第2の3）について

（1）被告の主張

被告は、住民監査請求においては対象の財務会計行為等が違法又は不当であることを具体的な理由によって指摘する必要があるところ、本件住民監査請求は本件交付金の交付が違法又は不当である理由を主張疎明していないから、不適法である旨主張する（答弁書4頁から6頁）。

（2）原告の反論

ア 住民監査請求が適法であるためには、対象となる財務会計行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示した上で（最高判平成2年6月5日民集44巻4号719頁参照）、違法又は不当な財務会計行為等を証する書面を提出して行う必要がある（法242条1項）。

そして、住民監査請求に係る財務会計行為等が違法又は不当であるかは、正に、監査委員が監査すべき事項であるから（法242条5項）、住民監査請求の要件としての「証する書面」は、当該財務会計行為等が違法又は不当であることを証明するに足りる証拠である必要はなく、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であれば足りると解される（大阪高判平成17年5月12日Westlaw Japan2005WLJPCA05129002参照）。

イ 原告は、本件住民監査請求において、Colaboが支援員に給与を支払った事実がない可能性及びColaboが支払ったとする委託料の金額が異常である旨を指摘し、Colaboに対する本件交付金の交付は違法又は不当であると主張した。

その際、原告は、上記可能性及び異常性に係る事実を証する書面として、支援員がColaboに提出したとする給与の領収証及びColaboが都に提出した支払整理一覧表（甲10の3）を提出し、実体のない人件費が計上され

ていると考えられること及び1件62万3000円の委託料の発生が不自然であることを指摘した。

(甲22)

ウ 上記のような本件住民監査請求は、対象となる財務会計行為等としてColaboへの本件交付金の交付を挙げ、これが違法又は不当である根拠としてColaboによる給与の支払の事実がないこと等がうかがわれることを示す書面を提出してしたものであるから、法242条1項の要件を欠くものではない。

これに反する被告の上記主張は、理由がない。

3 東京都生活文化スポーツ局長の被告適格及び訴えの主觀的予備的併合の適法性に関する被告の主張（答弁書第2の4、5）について

原告は、訴えの変更申立書による訴えの変更により、東京都生活文化スポーツ局長に対する訴えを取り下げた。

よって、東京都生活文化スポーツ局長の被告適格及び訴えの主觀的予備的併合の適法性（答弁書6頁から8頁）が問題となることはない。

第3 被告の本案の主張に対する反論

1 支援事業として行われた事業の経費について本件交付金の交付がされたことについて（答弁書第4の2）

(1) 被告の主張

被告の主張は、要旨、以下のようなものであると解される（答弁書9頁、12頁）。

ア Colaboによる若年女性の保護に関する事業は、①アウトリーチ支援（夜間見回り等、相談及び面談）、関係機関連携会議への参加、居場所の提供に関する支援及び自立支援と、②専門的・個別的支援事業（弁護士による法的支援、スーパーバイザーによる助言、心身のケア、スタッフ研修等）及び切れ目ない総合的支援事業（就労支援）に明確に区分されている。

イ したがって、Colaboが支援事業の委託を受け、委託経費として上記①に要する経費の支払を受けることになっていたとしても（甲16から甲19）、上記②に要する経費につき本件交付金の交付を受けることは、実施要領第5の2(3)及び公募要領第7の5に違反しない。

（2）原告の反論

ア 概要

しかしながら、以下に述べるとおり、Colaboは、アウトリーチ支援事業、居場所の提供に関する支援事業（シェルター事業）及び自立支援事業（上記①）と、弁護士による法的支援事業、スーパーバイザーによる助言及び就労支援事業（上記②）を一体の事業として行っていると見られ（訴状訂正申立書17頁から31頁）、Colaboによる支援の事業が、上記①の事業と②の事業に明確に区分されている様子はない。

イ 弁護士を関与させる支援

Colaboは、以下のとおり、弁護士を関与させる支援を、支援事業と本件事業の双方として行うこととしていた。

（ア）支援事業

- a Colaboは、支援事業の「（1）アウトリーチ支援」に関し、弁護士と連携した件数が549件あった（甲20の2頁）。
- b Colaboは、支援事業の「（3）居場所の提供に関する支援」に関し、「少女ごとに担当スタッフが付き、必要に応じて弁護士への相談〔中略〕を行う」としており、弁護士を関与させる支援を行うこととしていた（甲18の3頁）。
- c Colaboは、「（4）自立支援」に関し、「必要に応じて弁護士と連携しながら、児童相談所や相談を受けた区市の女性相談などに同行支援を行い、児童養護施設や里親、自立援助ホーム、婦人保護施設などの中長期的な暮らしの場を探す」としており、弁護士を関与させる支援を

行うこととしていた（甲 18 の 3 頁から 4 頁）。

(イ) 本件事業

他方、Colaboは、本件事業の「②弁護士による法的支援」として、「当団体が出会う女性たちは 10 代であることから、虐待などを背景に居所なしや、家出中の場合であっても親権者との関係が難しい。そのため、弁護士が本人の代理人となり手続きを進めたり、親権者との調整を行う。また、住まいの確保や行政、警察との連携、高校や大学などの学校との情報共有や、本人の安全確保のための支援を行う」としており、弁護士を関与させる支援を行うこととしていた（甲 3 の 5 頁）。

ウ 就労に関する支援

Colaboは、以下のとおり、就労に関する支援を、支援事業と本件事業の双方として行うこととしていた。

(ア) 支援事業

Colaboは、支援事業の「(4) 自立支援」として、「必要に応じて、入退社に関する手続きサポート（会社を辞めたいが辞め方が分からない 10 代後半女性に対しての退社サポート、仕事を探している 10 代女性に対しての就職活動に対する助言、履歴書等の作成サポートなど）などの就労支援（85 件）や、支援制度の手続きサポート（役所への同行など）などの自立支援（115 件）を行っている」としており、就労に関する支援を行った（甲 20 の 2 頁から 3 頁）。

(イ) 本件事業

他方、Colaboは、本件事業の「④就労支援」として、「シェルターでしばらく生活し、心身の状態が安定してきても、人間関係のトラウマや発達の影響などから、就職や、就労の継続が難しい若年女性がほとんどである。そのため、キャリアカウンセラー国家資格者と教員免許所有者が、毎週シェルター利用者の女性に対して、面談やワークショップを行い、

就職や就労の継続を目指して支援する」としており、就労に関する支援を行うこととしていた（甲3の5頁）。

エ シェルター等での生活に関する支援

Colaboは、以下のとおり、シェルター等での生活に関する支援を、支援事業と本件事業の双方として行うこととしていた。

（ア） 支援事業

Colaboは、支援事業の「（2）居場所の提供に関する支援」として、保護した女性をColaboの運営するシェルター等で生活させる支援を行うこととしていた（甲18の3頁）。

（イ） 本件事業

他方、Colaboは、本件事業の「③心身のケアのための針きゅう・整体治療」として、Colaboの運営するシェルター等で生活する女性に鍼灸又は整体の治療を提供する支援を行うこととしていた（甲3の5頁参照、甲23の17頁、21頁）。

オ 小括

（ア） 以上のとおり、Colaboは、弁護士を関与させる支援、就労に関する支援及びシェルター等での生活に関する支援を支援事業と本件事業の双方として行うこととしており、これらの事業を特段区別することなく、一体となった一つの事業として実施していたものと考えられる。

①支援事業の分類であるアウトリーチ支援、居場所の提供に関する支援及び自立支援（甲18）と②本件事業の分類である弁護士による法的支援、鍼灸・整体治療及び就労支援（甲3の5頁）は、同一の事業を異なった観点から分類したものにすぎず、上記①の事業と②の事業が区分されていることを示すものではない。

被告も、上記①の事業と②の事業が区分されていたことを示す事情を具体的に主張立証していない。

(イ) Colaboが本件交付金の交付を受けて行った本件事業は、支援事業の委託経費による財政的支援を受けて実施する事業と明確に区分されているとはいえない。

そのため、本件事業は、都から本件交付金の交付以外の財政的支援を受けて実施することとしている事業に当たり、これに要した経費は、本件交付金の交付の対象とはならない（実施要領第5の2(3)、公募要領第7の5）。

(ウ) なお、被告は、Colaboによる支援事業についての委託料の支払と本件事業についての本件交付金の交付とでは、支援の対象となった経費は重複していない旨を述べるが（答弁書9頁、12頁）、同一の経費に係る支援を重複して受けることができないのは当然である。

Colaboは、一体と見るべき若年女性の保護に関する事業に要する費用の範囲を形式的に分割し、ある部分については支援事業の委託経費により、他の部分については本件交付金の交付により、それぞれ支援を受けようとしたというにすぎない。これは、同一の事業につき国庫補助金等の重複受給を禁じた上記実施要領第5の2(3)、公募要領第7の5、支援事業実施要綱（令和3年5月31日付け3福保子育第611号による改正後のもの。甲24）6項の潜脱である。

2 補助対象経費に当たらない経費について本件交付金の交付がされたことについて（答弁書第4の3(2)(3)）

(1) 被告の主張

被告の主張は、要旨、以下のようなものである。

ア 弁護士への報償費について（答弁書18頁から20頁）

(ア) Colaboは、弁護士による支援の活動実績について、本件事業に係る遂行状況報告書（甲7、甲8の2）及び実績報告書（甲9、甲10の2）により都に報告をした。

(イ) 都は、Colaboの提出した上記実績報告書の記載を確認の上、弁護士による支援に係る事業は公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当すると判断した。

また、都は、上記実績報告書の記載を確認の上、上記支援に係る費用は専門職の報酬として事業の実施に直接必要となるものであり、交付要綱別表「3 対象経費」の「報償費」に該当し、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断した。

イ スーパーバイザーへの報償費について（答弁書20頁から22頁）

(ア) Colaboは、スーパーバイザーによる支援の実績について、本件事業に係る遂行状況報告書（甲7）及び実績報告書（甲9）により都に報告をした。

(イ) 都は、Colaboの提出した上記実績報告書の記載を確認の上、スーパーバイザーによる支援に係る事業は公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当すると判断した。

また、都は、上記実績報告書の記載を確認の上、上記支援に係る費用はスーパーバイズを行う支援員の報酬として事業の実施に直接必要となるものであり、交付要綱別表「3 対象経費」の「報償費」に該当し、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断した。

ウ 委託料について（答弁書22頁から23頁）

(ア) Colaboは、委託料の支払年月日、支払額、明細、支払先等について、その根拠資料とともに都への報告をした（甲10の3、甲11）。

(イ) 都は、Colaboの提出した実績報告書の記載について、その根拠資料とともに確認を行い、Colaboが支出したとする委託料は交付要綱別表「3

対象経費」の「委託料」に該当すると判断した。

また、都は、上記実績報告書の記載について、その根拠資料とともに確認を行い、上記委託料は公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当する事業の実施に直接必要となるものであり、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断した。

エ 研修参加費について（答弁書23頁から24頁）

- (ア) Colaboは、研修参加費の支払年月日、支払額、明細、支払先等について、その根拠資料とともに都への報告をした（甲10の4）。
- (イ) 都は、Colaboの提出した実績報告書の記載について、その根拠資料とともに確認を行い、Colaboが支出したとする研修参加費は交付要綱別表「3 対象経費」の「役務費」に該当すると判断した。

また、都は、上記実績報告書の記載について、その根拠資料とともに確認を行い、上記研修参加費は公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当する事業の実施に直接必要となるものであり、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「③支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費」に該当すると判断した。

オ 支援員への給与について（答弁書24頁から25頁）

- (ア) 支援員への給与は、交付要綱別表「3 対象経費」の「給料」、「職員手当等」に該当する。
- (イ) 都は、支援員が従事する事業は公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当すると判断した。

また、都は、上記事業に係る支援員の給与は当該事業の実施に直接必要となるものであり、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①

被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断した。

(2) 原告の反論の概要

ア 交付要綱等によると、Colaboが本件事業に要したとする経費が本件交付金の交付の対象となるためには、少なくとも、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 本件事業が交付対象事業（交付要綱第2(2)、実施要領第4、公募要領第2）に該当すること。
- ② 当該経費が補助対象経費（交付要綱第2の2、別表、実施要領第6、公募要領第6、別表等）に該当すること。

イ 仮に、本件事業が交付対象事業に該当するとしても、本件事業に係る個々の経費は、「先進的な取組」を実施するために直接必要となる経費のうち、公募要領別表に定めるもののみが、補助対象経費に該当する。特に、本件事業の実施に直接関連のない経費、基本的な運営や事業に係る経費等は、補助対象経費に該当しない（公募要領第7の1、2）。

ウ Colaboが本件交付金の交付を受けた経費には、「先進的な取組」の実施のために直接必要であったことが疑わしいものが存在する。

このような経費については、「先進的な取組」の実施のために直接必要であったことが積極的、具体的に主張立証されない限り、本件交付金の交付の要件を満たしていなかったものと扱われるべきである。

(3) 弁護士への報償費が補助対象経費に該当しないこと

ア Colaboが支払ったとする弁護士費用

Colaboは、以下のとおり、本件事業に関して弁護士費用を支払ったとしている（甲10の2）。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 令和3年9月8日 | 7920円（甲25の1） |
| ② 令和3年11月25日 | 31万5480円（甲25の2） |

③ 令和3年12月27日	60万9840円（甲25の3）
④ 令和4年2月28日	15万4440円（甲25の4）
⑤ 令和4年3月25日	48万4440円（甲25の5）
⑥ 令和4年3月29日	115万1040円（甲25の6）
⑦ 令和4年3月30日	28万6440円（甲25の7）
（合計）	300万9600円

イ Colaboが弁護士に支援を行わせた事実が確認できること等

- (ア) Colaboによる弁護士への弁護士費用の支払は、弁護士がColaboに提出した終結報告書兼請求書（甲25の1から7）の記載に基づいている。
- (イ) Colaboは、上記弁護士費用に相当する本件交付金の交付を都に請求するに当たり、上記終結報告書兼請求書のうち被援助者の氏名及び生年月日並びに活動場所をマスキングしたものを都に提出している。都が、Colaboが提出した上記終結報告書兼請求書の記載から確認をすることができるのは、弁護士が支援をしたとする年月日、活動時間及び活動概要のみである。（甲25の1から7）。

すなわち、都は、上記終結報告書兼請求書をColaboに提出した弁護士が女性に対する援助を行った事実があるか否か（さらには、当該女性が実在するか否か）を確認しないまま、弁護士費用に相当する本件交付金の交付を行っている。

- (ウ) 被告は、Colaboが提出した本件事業に係る実績報告書の「当団体が出会う女性に対して行った弁護士による法的支援件数は、247件となつた。特に、10代の場合、虐待などを背景に居所なしや家出中の場合であっても親権者との関係が難しいため、弁護士が本人の代理人となり手続きを進めたり、親権者との調整を行つた。また、住まいの確保や行政、警察との連携、高校や大学などの学校との情報共有や、本人の安全確保のための支援を行つた」との記載（甲9の7頁）、「弁護士に……相談待

機をしてもらえるようになり……多くの女性たちを弁護士相談、そして公的支援につなぐことができた」、「弁護士と共に活動することで、行政との連携や役割分担もスムーズになった。これまで「できない」とされていたことも、弁護士が代理人になっていることから親対応への心配がないという安心感もあり行政側も柔軟に対応しようとすることが多くあり、これまで支援の対象となつてこなかった大学生や専門学生も婦人保護施設に入所できるようになるなど、道が拓けた」との記載（甲9の4頁）に基づき、弁護士が女性に対する支援を行ったとの事実を認め、弁護士費用に相当する本件交付金の交付を行った旨主張するようである（答弁書19頁から20頁）。

しかし、上記のような実績報告書の記載は、Colaboによる本件事業に關し、弁護士が終結報告書兼請求書（甲25の1から7）に記載された活動を行ったことを示すものでは全くない。

Colaboが弁護士に支払ったとする弁護士費用の推移のみによっても、弁護士が架空又は不要な業務に関する弁護士費用の支払をColaboに請求したことがうかがわれるところ（訴状訂正申立書32頁から34頁）、被告は、そのような業務の実在又は必要性を確認しないまま、弁護士費用に相当する本件交付金の交付をしたことになる。

そして、Colaboは、被援助者に関する情報を都にも秘匿しているため
（甲25の1から7）、都は、公金により費用の負担をした弁護士の援助
活動が実際に行われたか否かや、その具体的な内容を、事後的に確認、
検証することもできない。

(イ) 上記弁護士費用のように、発生の事実又は必要性を確認、検証することができない費用に公金を支出することは、「公金その他の公の財産は、〔中略〕公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする憲法89条の規

定に違反する疑いすらあることを、指摘しておく。

ウ 小括

以上のとおり、Colaboが弁護士に支払ったとする弁護士費用については、弁護士による支援活動の内容が不明である上、そのような活動が行われた事実又は支援の対象となった女性の実在を確認することができない。

そのような弁護士費用は、本件交付金の交付の対象となる補助対象経費に該当しない。

(4) スーパーバイザーへの報償費が補助対象経費に該当しないこと

ア Colaboは、本件事業の「②スーパーバイザーによる助言」として、「スーパーバイザー」なる者（以下「本件スーパーバイザー」という。）に報償費72万円を支払い（甲10の2）、助言を受けたとしている。

Colaboが都に提出した本件事業の実施状況報告書の記載によると、本件スーパーバイザーによる支援は、「婦人保護の現場で長年支援やマネジメントを行ってきた方に就任してもらい、ケースに合わせて様々な観点から支援方針などについてアドバイスをもらった」、「相談支援スタッフと顔を合わせる形でケースについて検討するミーティングに加え、SNSやメールを通して常時相談を行った」（甲9の7頁）、「スーパーバイザーの経験やこれまでのつながりから、相談者の居住地域に近い医療機関や他団体を紹介することができたり、自治体の女性相談員との連携もスムーズに行えた」（甲9の4頁）というものであった。

イ 上記実施状況報告書の記載を踏まえても、本件スーパーバイザーの素性や、本件スーパーバイザーが行ったとする支援に関する指導（スーパーバイズ）の具体的な内容は明らかではない。Colaboは、関係者を「スーパーバイザー」とし、本件交付金を原資とする報償費を支払うこととしたにすぎないとも考えられる。

仮に、本件スーパーバイザーによる指導の内容が、一般のスタッフによ

る支援への関与と特段異ならず、女性支援における基本的な取組の域を出ないものとして「先進的な取組」に当たらないのであれば、本件スーパーバイザーに支払った報償費は補助対象経費に該当しない（公募要領第7の2、第2の1(2)）。

ウ 被告は、本件スーパーバイザーに関し、以下の各事項（把握していない場合は、その旨）を明らかにすべきである。【求釈明】

① 氏名、経歴等、「高度な専門知識及び技能を有する」ことを基礎付ける事情（公募要領第2の1【取組例】(2)イ②参照）

② 本件事業に関して行った具体的な指導（スーパーバイズ）の内容

(5) 委託料が補助対象経費に該当しないこと

ア Colaboは、本件事業に関し、委託料として、計82万8030円を支払ったとしている。なお、そのうち62万3700円の支払は、一の請求に對して行われている。（甲10の3、甲11）

イ 上記委託料計82万8030円の支払は、支払先、趣旨等が明らかでなく、「先進的な取組」を実施するために直接必要となる経費であること（特に、Colaboの基本的な運営や事業に係る経費でないこと）を確認することができない（訴状訂正申立書34頁から35頁）。

被告は、上記委託料につき、公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当する事業の実施に直接必要となるものであり、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断したと主張するが、当該事業がどのようなものであり、なぜ上記委託料がその実施に直接必要となるかについては、何ら明らかにしていない（答弁書23頁）。

そこで、被告は、以下の各事項を明らかにすべきである。【求釈明】

① 委託料計82万8030円の支出が実施のために直接必要であったと

判断した「専門的・個別的支援事業」に該当する事業とは、具体的にはどのようなものか。

- ② 上記委託料計 8 2 万 8 0 3 0 円の支出先及び趣旨はどのようなものか。
- ③ 上記①の事業の実施に上記②の委託料の支出が直接必要であると判断した理由は、どのようなものか。

ウ 本件事業のうち「③」の番号が付された事業は、関係する公文書の該当部分の開示は未だされていないものの（甲 3 の 5 頁等参照）、「心身のケアのための針きゅう・整体治療」である旨が別件訴訟において Colabo により明らかにされている（甲 2 3 の 1 7 頁、 2 1 頁）。

そのため、 Colabo が支出した上記委託料計 8 2 万 8 0 3 0 円の全部又は一部は、支援対象の女性が鍼灸又は整体の治療を受けた際に支払われた施術料等であると考えられ、被告は、支援対象の女性に鍼灸又は整体の治療を施すことが公募要領第 2 の 1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当すると主張する可能性がある。

しかし、公募要領第 2 の 1 は、上記「専門的・個別的支援事業」の取組例のうち「ア 被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援の実施」として「① 公認心理師や臨床心理士等による被害に対する心理的なケア」、「③ 医師、看護師及び介護福祉士等による高齢者、障害者及び疾病を抱える者に対するケア」等を示しており、支援対象の女性に鍼灸又は整体の治療を施すことは、女性支援に関する取組として、これらの例と同程度に先進的であるとはいえない。

実質的に考えても、シェルター等において生活する女性に針治療やマッサージを受けさせることが、当該女性に対する支援の取組として、公金を支出するに値するだけの先進性を有しているとは考えられない。 Colabo は、関係する鍼灸師、整体師等に支援対象の女性を斡旋し、本件交付金を原資とする施術料等を支払うことにしたにすぎないとも考えられる。

したがって、委託料のうち、鍼灸又は整体に関する施術料等の部分は、補助対象経費に該当しない。

(6) 研修参加費が補助対象経費に該当しないこと

ア Colaboは、本件事業に関し、研修参加費として、計32万8555円を支払ったとしている（甲10の4）。

イ 上記研修参加費は、研修の実施者、内容、参加者等が明らかでなく、「先進的な取組」を実施するために直接必要となる経費であること（特に、Colaboの基本的な運営や事業に係る経費でないこと）を確認することができない（訴状訂正申立書35頁から36頁）。

被告は、上記研修参加費につき、公募要領第2の1(2)「専門的・個別的支援事業」に該当する事業の実施に直接必要となるものであり、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「③支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費」に該当すると判断したと主張するが、当該事業がどのようなものであり、なぜ上記研修参加費がその実施に直接必要となるかについては、何ら明らかにしていない（答弁書23頁から24頁）。

そこで、被告は、以下の各事項を明らかにすべきである。【求釈明】

- ① 研修参加費計32万8555円の支出が実施のために直接必要であったと判断した「専門的・個別的支援事業」に該当する事業とは、具体的にはどのようなものか。
- ② 各研修の実施者、内容及び参加者。なお、公募要領第2の1は、(2)「専門的・個別的支援事業」の取組例のうち「ウ 支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上」として「① 地域の基幹的な団体が中心となって行う支援員の技能向上のための研修」を挙げている。
- ③ 上記①の事業の実施に上記②の研修参加費の支出が直接必要であると判断した理由は、どのようなものか。

(7) 支援員への給与が補助対象経費に該当しないこと

ア Colaboは、本件事業に関し、支援員 2名の 1 か月分の給与として計 3 8 5 万円を支払ったとしている（甲 1 0 の 1、甲 2 6）。

イ Colaboは、シェルター事業を営む以上、支援員の雇入れ等をする必要があるのは当然であるから、支援員の雇入れ等は本件事業の基本的な運営や事業に係る経費に当たり、「先進的な取組」を実施するために直接必要な経費とはいえない。

交付対象事業の類型である「専門的・個別的支援事業」の「被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援」に関し、公募要領第 2 の 1 は「公認心理師や臨床心理士等による被害に対する心理的なケア」を例示し、公募要領別表は補助対象経費として「専門的及び個別的な対応を行う支援員（※原則として専門資格を所持すること）の人件費、報酬、謝金、交通費等」を挙げていることからすると、単なる支援員の雇入れ等は交付要綱等が想定する「先進的な取組」には当たらず、支援員に支払った給与は交付対象事業の実施に直接必要な補助対象経費に当たらない。

ウ 被告は、上記支援員への給与につき、公募要領第 2 の 1 (2)「専門的・個別的支援事業」に該当する事業の実施に直接必要となるものであり、かつ、公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断したと主張するが、当該事業がどのようなものであり、なぜ上記支援員への給与がその実施に直接必要となるかについては、何ら明らかにしていない（答弁書 2 5 頁）。

そこで、被告は、以下の各事項（把握していない場合は、その旨）を明らかにすべきである。【求釈明】

① Colaboが給与を支払ったとする 2 名の支援員について、当該支援員が行った専門的又は個別的な対応の具体的な内容

② 上記 2 名の支援員が専門資格を有しているか否か及びこれを有している場合は当該専門資格の内容

以上

証拠方法

証拠説明書(2)記載のとおり

附属書類

- 1 証拠説明書(2) 1通
- 2 書証写し 各1通 (甲22から甲26)